

- (4) 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。
- 2 寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。
- 3 当社は、第1項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。
- 4 当社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

(受寄物の検査)

第12条 当社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるとまのないときは、この限りでない。

第3章 証券、証書及び通帳

(倉荷証券の交付)

第13条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、倉荷証券（以下「証券」という。）を交付する。

(証書又は通帳の交付)

第14条 当社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証書（以下「証書」という。）又は保管貨物通帳（以下「通帳」という。）を交付することがある。

2 前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。

(発券受寄物の分割)

第15条 同一の種類及び品質で同一の荷口に属する受寄物に対して、証券を2枚以上に分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当社の決定にゆだねるものとする。

(証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付)

第16条 証券所持人が証券を盗取され又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立をした後、当社が相当と認める担保を提供して、寄託物の出庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、証券所持人が当社に提出した担保物件は、当該証券について除権判決が確定した後でなければ返還しない。

第4章 受寄物の保管

(保管方法)